

# カナダのスタートアップ・ビザ プログラムについて

2024年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

トロント事務所

#### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

## 目次

1. 経済移民の受け入れ.....	- 1 -
2. スタートアップ・ビザ・プログラムによる移住.....	- 2 -
3. スタートアップ・ビザ・プログラムの申請要件.....	- 2 -
4. スタートアップ・ビザ・プログラムの申請手続き.....	- 4 -
5. 就労許可証の取得（任意）.....	- 4 -
6. スタートアップ・ビザ・プログラムの利点.....	- 5 -
7. スタートアップ・ビザ・プログラムの審査に要する時間.....	- 5 -

### 【注意事項】

文中の CAD/JPY の為替レートは特段記載のない限り、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの 2024 年 7 月の平均 TTS 価格 (<https://www.murc-kawasesouba.jp/fx/lastmonth.php>) 1 カナダドル=116.96 円を使用し、換算した。

## はじめに

移民国家カナダはこれまでも移民を受け入れ続けているが、近年は特に積極的である。本レポートでは、カナダでのビジネス展開を検討する起業家、スタートアップ関係者を対象に、スタートアップ・ビザ・プログラムによるカナダ永住権の取得制度についてまとめた。本制度は、既に他国での実績がある起業家のカナダへの移住とビジネスの拡大を促すことを目的としており、カナダ連邦政府の経済・移民政策の主要ツールである。

## 1. 経済移民の受け入れ

経済政策としてのイノベーション振興を移民政策と結びつけていることがカナダの特徴として挙げられる。

移民国家カナダはこれまでも移民を受け入れ続けているが、近年は特に積極的である。連邦政府の「2024～2026年移民受け入れプラン<sup>1</sup>」によると、2024年から2026年にかけて年間約50万人の移民（新規永住権付与者）を毎年受け入れる計画<sup>2</sup>となっている。そして新規永住者のうち経済移民が大半を占めている。2024年については、年間永住権付与者の約58%に当たる28万人が経済移民枠に割り当てられている。（その他内訳として、約23%がその家族、約16%が人道枠となっている。）

カナダは経済移民枠による永住権申請に加点ポイント制<sup>3</sup>を採用している。そこで最も優遇されているのは、「カナダ国内の高等教育機関の卒業・修了により国内水準での高い知識・技能を認められているだけでなく、長期滞在を伴う正規課程での就学経験によってカナダ社会に十分な適用力がある」とみなされる、カナダ国内での（主に公立の）高等教育卒業・修了者である。こうした認定教育機関<sup>4</sup>での正規課程を卒業・修了した者には、経済枠での永住権申請上の優遇加点が与えられる。これにより外国人の学生が同認定の大学・カレッジ（職業教育が主の学校）卒業後に、カナダ国内で専攻分野に関する正規雇用を得た場合、条件次第<sup>5</sup>ではあるが早ければ卒業年に永住権を得ることも可能となっている。中でも2023年より永住権申請に「産業別の個別抽選枠」を設けた際に、STEM分野の卒業・就業者が枠の一つとして設定され、最優先で対応されている。<sup>6</sup>

さらに永住権だけでなくその前段としての就労許可においても、カナダ国内の高等教育機関の卒業生には、そこでの就学期間に応じて、卒業生就労許可<sup>7</sup>が最長3年まで与えられ

---

<sup>1</sup> “CIMM – Immigration Levels Plan for 2024-2026”: <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/transparency/committees/cimm-nov-07-2023/immigration-levels-plan-2024-2026.html>

<sup>2</sup><https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/news/notices/supplementary-immigration-levels-2024-2026.html>

<sup>3</sup><https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/eligibility/criteria-comprehensive-ranking-system/grid.html>

<sup>4</sup> Designated Learning Institution：州により認証評価され外国人の受入に適切と評価され、各学校が合格者に発行する入学許可書を就学許可（Study permit）の申請に使える教育機関。  
<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/study-canada/study-permit/prepare/designated-learning-institutions-list.html>

<sup>5</sup> 不定期で行われる経済移民の抽選では、合計ポイント上位の永住権応募者から申請権を得るが、各抽選回の申請権付与人数が異なるため、当人に言語力・学位・現地雇用があっても保持ポイントが高くて、枠が小さい回であれば申請権が得られない事がある。

<sup>6</sup> <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/news/2023/09/canada-announces-first-ever-category-based-selection-invitations-for-newcomers-with-work-experience-in-transport.html>

<sup>7</sup> Post Graduate Work Permit (PGWP): <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/study-canada/work/after-graduation/about.html>

る。連邦政府は「高等教育を通じた高技能経済移民の獲得」に関して他国、特に近年ビザ規制が厳しくなっている米国に比べ積極的に進めており、就労許可取得の難易度も相対的に低いと言える。こうした積極的な移民施策の結果カナダの人口は増加しており、カナダ統計局によると2023年に人口は4千万人を超え、その増加割合はG7の中で最速<sup>8</sup>となっている。

## 2. スタートアップ・ビザ・プログラムによる移住

経済・移民政策において、この高等教育経由によるポテンシャル重視の枠とは別に設けられているのが、既に他国での実績がある起業家のカナダへの移住とビジネスの拡大を促すスタートアップ・ビザ・プログラムである。これはカナダ国内各所にある、政府の認定を得た起業家・イノベーション支援組織<sup>9</sup>による起業家移住プログラム（ソフトランディングプログラム）に参加し組織の推薦を得た、また同認定投資家からの出資を受けた起業家に対し、永住権申請を可能にするものである。2013年<sup>10</sup>の開始以後、大枠として2023年に米国H-1Bビザホルダー向けの優遇プログラム等と共に「テック技能戦略」<sup>11</sup>の一環として拡充されてきた、カナダ連邦政府の経済・移民政策の主要ツールである。

単に「カナダで働く」だけであれば企業内転勤や、就職の上で就労許可を申請・取得の必要があるが、そうした有期の滞在ステータスでは国民と同等の入国管理、社会保障や各種公的支援が受けられない。長期にわたり安定してビジネスを行うため永住者への移行を目指す場合、上述の通り、ポイント制の経済移民選考においてカナダ国内での高等教育を経ていないと難易度が高い。その点で、このスタートアップ・ビザ・プログラムは年齢やカナダ国内の経験を問わず、起業家としての実績のみを評価し、ビジネスを始める際の支援も各エコシステム組織が提供するため、カナダ及びカナダを通して北米市場全体、さらに世界展開を考える起業家には有利な制度である。以降、同制度の概要を解説する。

## 3. スタートアップ・ビザ・プログラムの申請要件

### 1) 対象となるビジネス<sup>12</sup>

このプログラムは、ケベック州以外のカナダ国内で起業しビジネスを構築してい

---

<sup>8</sup> Statistics Canada: <https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/230927/dq230927a-eng.htm?HPA=1>

<sup>9</sup> Designated Organizations: <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/start-visa/designated-organizations.html>

<sup>10</sup> <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/mandate/policies-operational-instructions-agreements/ministerial-instructions/other-goals/mi7.html>

<sup>11</sup> Tech Talent Strategy: <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/campaigns/tech-talent.html>

<sup>12</sup> 申請者が永住権を取得する為には①対象となる事業がカナダ国内（ケベック州を除く）で法人化され、事業を営んでいる必要がある。②申請者は対象となる事業の少なくとも10%の法人議決権を有している必要がある（最大5人まで所有者として申請可）。③対象となる事業の法人議決権を50%以上持った者がいない。

くスキルと可能性を持つ移民起業家を対象としている。

スタートアップ・ビザ・プログラムの対象となるためには、申請者はこのプログラムが対象としているビジネスを持っている必要がある。対象ビジネスの要件は

- (a)革新的<sup>13</sup>であること
- (b)世界規模で競争できること　そして
- (c)カナダ国民の雇用機会を創出できること

となっており、申請するためにはこれらを満たす必要があることを意味する。

## 2) 指定機関からの推薦

申請者は、連邦政府により指定を受けている何れか一つの機関からの推薦状(保証書)を確保する必要がある。これらの指定機関には、ベンチャーキャピタリスト、エンジェル投資家グループ、およびカナダ連邦政府により随時承認されたビジネスインキュベーターなどが含まれる<sup>14</sup>。

## 3) 言語能力

英語またはフランス語が堪能であることを証明することが不可欠。堪能とは、申請者が Canadian Language Benchmark (CLB) 5 または Niveaux de compétence linguistique canadiens (NCLC) によって設定された最低限の言語能力を有するという要件を満たしていることを指す<sup>15</sup>。

## 4) 十分な資金力

申請者は、カナダ入国に際し、自分自身及び(家族同伴の場合は)家族を養うのに十分な資金があることを証明する必要がある。必要な資金額は家族の人数によって異なる<sup>16</sup>。

## 5) 学歴

学歴は必須要件ではないが、高等教育(高等専門学校、専修学校専門課程、短大、大学、大学院等)の卒業資格の有無は申請手続き上で有利になることがあり、申請者のプロフィールを強化する可能性がある。

---

<sup>13</sup> 「革新的」が何を指すのかはスタートアップ・ビザに関する公的文書内で明示的に定義されていない。だが判断基準としては新規性がある、大幅に改善された商品やプロセスである、または従来とは異なるビジネス手法を生み出すことが「革新的」とされる。

<sup>14</sup> スタートアップ・ビザ・プログラムの指定機関リストは、カナダ移民・難民・市民権省(IRCC)のWebページより入手可能で、随時更新される。

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/start-visa/designated-organizations.html>

<sup>15</sup> スタートアップ・ビザ・プログラムの言語試験詳細は以下のURLから確認できる。

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/start-visa/language-testing.html>

<sup>16</sup> 2024年度においては、単身の場合は13,757カナダドル(約161万円)、4人家族の場合は25,564カナダドル(約300万円)。

#### 4. スタートアップ・ビザ・プログラムの申請手続き

##### 1) 事業計画書の準備

申請者は、自らの事業の革新性、潜在市場、および成長戦略を概説する包括的な事業計画書を準備しなくてはならない。

##### 2) 指定機関からの支持の確保

事業計画書の準備ができれば、申請者はいずれかの指定機関からの支持を確保する必要がある。指定機関からの支持は、事業計画の実行可能性及び事業の潜在性を確認する為に設けられている。

##### 3) 永住権の申請

指定機関からの支持を確保した後、申請者はスタートアップ・ビザ・プログラムの枠組みにて永住権申請が可能となる。申請には、必要なフォームへの記入及び補足書類の提出、永住権申請手続きに要する費用の入金が含まれる。

##### 4) 健康診断の受診、犯罪経歴証明書の取得

申請者及び（家族が同伴する場合は）その家族は、移住手続きの一環として、健康診断を受診し、犯罪経歴証明書（18歳以降に6か月以上生活した国から）を取得する必要がある。

##### 5) スタートアップ・ビザ・プログラムの枠組みでカナダへ入国（カナダ国内からの申請の場合は再入国）

スタートアップ・ビザ・プログラムの枠組みでの永住権申請の承認が下りた後、承認を受けた申請者（家族が同伴する場合は）及びその家族は、スタートアップ・ビザ・プログラムというビザカテゴリーの永住権にてカナダへ移住し、ビジネス活動を開始することが可能となる。

#### 5. 就労許可証の取得（任意）

スタートアップ・ビザ・プログラムの枠組みで永住権を申請している者は、永住権の審査結果を待っている期間中任意で、就労許可証を取得することが可能となっている。その際、申請者はその事業がカナダに重要な経済的な利益をもたらすこと、そして、自身が定住する為に十分な資金力があることを示す必要がある。

申請者によってはカナダ国外から申請しているか、あるいは他のビザ（就労不可）カテゴリーでカナダ国内に滞在しているケースも考えられるが、この任意の就労許可証を取得することにより、申請者はカナダ移民局がスタートアップ・ビザの申請書を審査している間、

永住権申請審査の承認結果を待たずにカナダで企業活動を開始するための作業<sup>17</sup>を進めることが可能となる。

この就労許可証は、申請者が起業家として事業を発展させるためにカナダで就労することを可能にするもので、スタートアップ・ビザ・プログラムの下でのみ有効となる。この状況下での就労許可証の有効期限は 1 年間のみだが、状況に応じて更新或いは期間の延長が可能となっている。

## 6. スタートアップ・ビザ・プログラムの利点

### 1) 永住権の取得

承認を受けた申請者及び（家族が同伴する場合は）その家族はカナダ永住権が取得でき、カナダ国内のどこでも生活、就労、就学することが可能となる。

### 2) 資金調達へのアクセス

カナダ国内ではスタートアップ企業にとって支援的なエコシステムが形成されており、様々な資金調達機会、指導支援プログラム、ネットワーキングの機会などへのアクセスを提供している。

### 3) 生活の質の担保

カナダは生活の質の高さ、優れた医療制度、世界クラスの教育制度、そして多様多彩な文化を持つ国と認識されている。

### 4) グローバル市場へのアクセス

カナダは地理的にヨーロッパとアジアの間に位置しており、広大なグローバル市場へアクセスしやすく、国際的にビジネス活動を営む上で理想的であると認識されている。

### 5) イノベーション・エコシステム

カナダにおけるイノベーション・エコシステムは活況を呈しており、都市のハブが協働、創造性、そして起業家精神を促進している。

## 7. スタートアップ・ビザ・プログラムの審査に要する時間

カナダ移民・難民・市民権省（IRCC）によると、スタートアップ・ビザ・プログラムを申請

---

<sup>17</sup> カナダ国内で企業活動を行う場合は、法に基づいて企業を設立し、法的な企業の枠組み（法人議決権、株発行の種類等の決定を含む）を整えた後に企業活動を開始することが可能で、「カナダで起業活動を開始するための作業」というのはそうした企業活動を開始するために必要な手続き・準備を指す。

してから承認が下りるまでの審査期間は、2024年8月時点で38ヵ月<sup>18</sup>となっている。先に言及した通り、就労許可証取得要件を満たしているスタートアップ・ビザ・プログラム申請者は、その審査期間中にカナダで事業を開始しビジネスを成長させるために、任意で就労許可証を取得することが可能である。

スタートアップ・ビザ・プログラムは、革新的な起業家たちがカナダでビジネスを立ち上げ、成長させるユニークな機会を提供することを可能にする。支援的環境、多様な人材、グローバル市場へのアクセスなど、カナダは、革新的なアイデアをビジネスとして成功させようとする意欲的な起業家たちにとって依然として最良の目的地の一つである。

スタートアップ・ビザ・プログラムや他カナダ移住プログラムに関して質問などがある場合は、カナダ移民・難民・市民権省 (IRCC: <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship.html>) や移民法弁護士に問い合わせることを勧める。

---

<sup>18</sup> <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/start-visa/about.html>

本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

トロント事務所

E-mail : TOR@jetro.go.jp